

施設概要

【開設年月日】平成8年6月1日

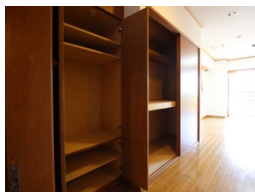
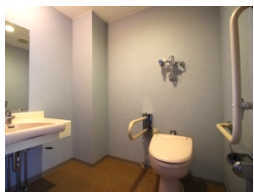
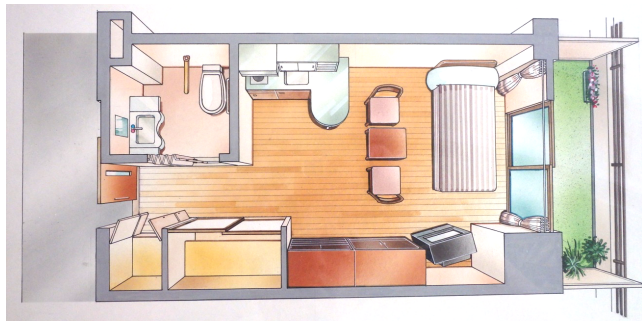
【建物構造】鉄筋コンクリート8階建て

【入所定員】36名

【居室】1人部屋（26～28㎡）34室、2人部屋（52㎡）1室

【設備】トイレ、ミニキッチン、電気調理器、押入、冷暖房設備、ナースコール、電話回線、TV設置化

【共有】7階展望食堂、1階浴室、1階洗濯室、1階談話室、1階娯楽室、B1ロビー、屋外駐車場



社会福祉法人 三幸福社会
ケアハウス 清華苑シルバーライフ
〒674-0051
兵庫県明石市大久保町大窪3104-1
TEL 078-934-0600

ケアハウス（自立型）

安心できる 住まい

清華苑シルバーライフ

SEI

KA

EN



ケアハウス概要

【入居基準】

- (１) 年齢 60 歳以上の方
ご夫婦で入居の場合は、いずれかが 60 歳以上であれば可)
- (２) 日常生活において常時介助を必要とせず、自立で生活できる方
- (３) 協調性があり、他の入居者と朗らかに生活を送る事ができる方
- (４) 身元保証人を 2 名たてる事ができる方
入居者が入居生活に適応できなくなった場合や、料金の支払いが滞った場合に責任をもって身元の引受け及び保証ができる方)
- (５) 利用料の支払いや生活に関する費用に充てることのできる所得がある方、または親族や保証人からの仕送り等費用負担の援助を受ける事が出来る方

【日常生活上のサービス】

食事

栄養士の献立による食事を、7 階展望食堂で 1 日 3 食ご提供致します。
食事開始時間：朝食 8 時、昼食 12 時、夕食 17 時 30 分

入浴

男女別の大浴場が 1 階にあります。
7：00～21：30 までご利用可能です。

各種相談

日常生活に関する様々なご相談に生活相談員が応じます。必要に応じて家族様や関係機関の職員と連携を図り調整します。

緊急対応

各居室にナースコールが設置しています。オンコールにて 24 時間職員が対応します。急変時は、救急車の要請などの緊急時対応を行います。

健康管理

ケアハウスにて内科医の往診を受ける事が出来ます。(主治医にされる場合)
外部の歯科や接骨院による訪問サービスを受ける事が可能です。

介護保険

要介護認定を受けられている方は、デイサービス、デイケア、ショートステイ、訪問介護等の在宅介護サービスを利用する事が可能です。

自費対応

介護保険外(自費)の対応として「暮らしのサポート」サービスがあります(別途契約要)

外出支援

送迎バスを運行し、JR 大久保駅や周辺のスーパー等への送迎を実施しています。

利用料金

(１) 居住に要する費用(20 年間分)

※退居時は、国県指定の算定方式で入居年数に応じて返還があります。

●支払方式

【一括方式】・・・①**500 万円**

【分割方式】・・・②一時金 250 万円の場合、月々の利用料に **12,200 円** 加算

・・・③一時金 100 万円の場合、月々の利用料に **19,600 円** 加算

・・・④一時金なしの場合、月々の利用料に **24,000 円** 加算

※④の場合は、入居時に保証金 **15 万円** 必要

(２) 生活費 月額 46,940 円(令和 2 年 4 月 1 日より適用)

※11 月～3 月期の間、冬期加算として **2,160 円** が別途加算されます

※生活費には食費月額 930 円が含まれています

(３) サービス提供に要する費用(令和 2 年 4 月 1 日より適用)

ご本人様の収入の年額 (年金、恩給、給与、不動産所得等の年収) (前年 1 月 1 日～12 月 31 日までの期間が適用)		サービス提供に要する費用(円)
1	1,500,000 以下	10,100
2	1,500,001 ～ 1,600,000	13,100
3	1,600,001 ～ 1,700,000	16,200
4	1,700,001 ～ 1,800,000	19,300
5	1,800,001 ～ 1,900,000	22,300
6	1,900,001 ～ 2,000,000	25,400
7	2,000,001 ～ 2,100,000	30,500
8	2,100,001 ～ 2,200,000	35,600
9	2,200,001 ～ 2,300,000	40,600
10	2,300,001 ～ 2,400,000	45,800
11	2,400,001 ～ 2,500,000	50,900
12	2,500,001 ～ 2,600,000	58,000
13	2,600,001 以上	60,100

※サービス提供に要する費用は、ご本人様の収入から必要経費を控除した額で決定されます。

※必要経費は、以下の(1)～(3)となります。

(1) 租税(所得税、住民税など)

(2) 社会保険料(介護保険料、国民健康保険料など)

(3) 医療費(生命保険などの給付金などで補てんされる場合は、
支払った医療費の総額から、給付金額を控除した額の全額が必要経費となります。

(４) 個人経費(５) 実費

電気、電話、水道の各公共料金、互助会費、医療費、自費ヘルパー費、理美容費、日用品費、行事参加費、任意負担分は入居者様のご負担となります。